

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 19日

京都府知事 様



提出者 医療法人 啓信会  
住 所 京都府城陽市平川浜道裏47-1  
氏 名 理事長 中野 博美  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0774-568131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 啓信会 京都きづ川病院
事業場の所在地	城陽市平川西六反26-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

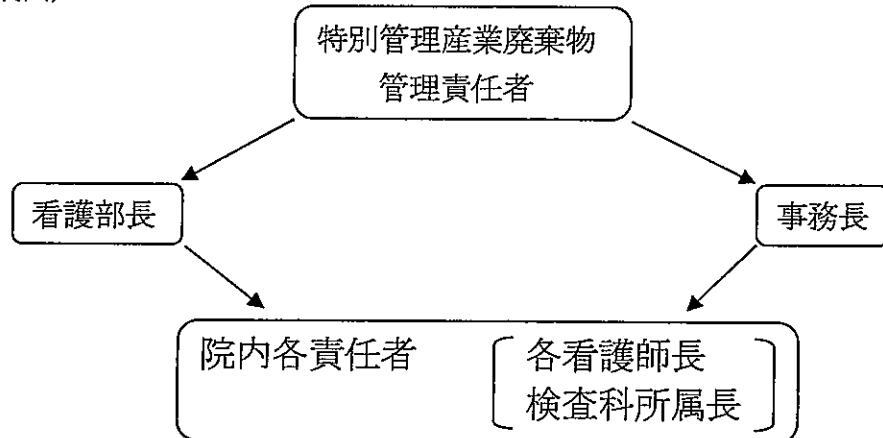
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種	病院
②事業の規模	病床数 313床
③従業員数	650人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生⇒回収⇒収集⇒処分（焼却）⇒埋め立て

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	92.77t	t
(これまでに実施した取組) 使用済み紙おむつについて、非感染性のものは一般廃棄物として処理を行いました。 新型感染症増加により、排出量の増加と排出品目が増加し、排出量についても増加することとなりました。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	70.50t	t
(今後実施する予定の取組) 前年度は、新型感染症の増加により大きく排出量が増加し、目標値に達することが出来ませんでしたが、新型感染症が落ち着いてきており、改めて排出区分に取り組み、以前の排出状態に近づけるように取り組んでいく。			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利なもの、又は、固形物はプラスチック容器に投入 紙おむつ（感染・非感染問わず）・布などはダンボール容器に投入 現在、医療材料の使い捨て化へ取り組み。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 非感染性紙おむつは一般廃棄物として分別し、医療材料の使い捨て化が進行している中での排出量の削減に取り組んでいく

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①・現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
③ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
② 計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	92.77t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
使用済み紙おむつについて、非感染性のものは一般廃棄物として 処理を行っております。院内感染対策として、医療現場での使い捨て化が進んでおり、その影響で排出量増となっております。 新型感染症により廃棄物排出量が増加し、目標値を大幅に上回る結果となりました。				

② 計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量		88.50t	t	
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t	
再生利用業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>医療現場での感染対応の観点からディスポ化(使い捨て)に取り組んでおります。</p> <p>使い捨てによる、排出量増加に対応するため、排出の分別の細分化を行っている。</p>				
電子情報処理組織の使用に 関する事項		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	92.77t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年9月より、当病院においても特別管理産業廃棄物についてはマニフェストの媒体を、従来の紙から電子マニフェストに変更し運用しております。</p>				
※事務処理欄				

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。